

2 広島県生活環境の保全等に関する条例（悪臭関係）

（平成15年広島県条例第35号，以下「条例」という。）

2-1 目的及び用語

区分	項目	内 容	根拠規定
目的		人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより，環境保全対策の総合的推進を図り，もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに，良好かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。	条例第1条
用語	悪臭関係特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち，著しい悪臭を発生する施設で，施行規則で定めるものをいう。 施行規則では，肥料・飼料製造業，養豚業及び養鶏業の用に供される7施設を特定施設として定めている。	条例第2条第1項第11号 条例施行規則（以下「規則」という）第46条
	悪臭関係特定事業場	悪臭関係特定施設を設置する工場又は事業場をいい，悪臭関係特定事業場単位で届出義務や規制基準等が適用される。	条例第2条第1項第12号
	規制基準	悪臭関係特定事業場において発生する悪臭の許容限度として，施行規則で定められており，悪臭関係特定事業場を設置している者に，同基準の遵守が義務づけられている。	条例第7条第2項第5号 規則第47条